

徳島県告示第百号

職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第四十四条第一項及び第四十六条第二項の規定により、令和七年度前期技能検定を次のとおり実施する。

令和七年三月三日

一 職種、等級、期日、場所及び手数料の額

徳島県知事 後藤田 正 純

職 種	等 級	期 日		場 所	手 数 料 の 額	
		学 科	実 技		学 科	実 技
園芸装飾、造園、機械加工（普通旋盤、フライス盤及びマシニングセンタに限る。）、仕上げ、機械検査、電子機器組立て、建築大工、とび、左官、塗装、フラワー装飾	三級	令和七年七月十三日（日曜日）	令和七年六月十日（火曜日）から同年八月十日（日曜日）まで（造園職種及びとび職種において日程を延期する場合には、令和七年九月十日（水曜日）から同年十一月十二日（水曜日）まで）の間に於いて徳島県職業能力開発協会が別に指定する日	徳島県職業能力開発協会が別に指定する場所	三千百円	一級、二級、三級（高等学校等の在校生が受ける場合を除く。）及び単一等級機械検査及び婦人子供服製造 一万五千百円（二十三歳未満の者であつて被保険者であるもの（以下「二十三歳未満の被保険者」という。）が三級を受ける場合にあつては六千百円、二十三歳未満の者であつて被保険者でないもの（以下「二十三歳未満の非被保険者」という。）が三級を受ける場合にあつては一万六千二百円） その他の職種 一万八千二百円（二十三歳未満の被保険者が三級を受ける場合にあつては九千二百円、二十三歳未満の非被保険者が三級を受ける場合にあつては一万三千七百円）
造園、金属熱処理、金属プレス加工、プラスチック成形（真空成形に限る。）、とび、防水施工（ウレタンゴム系塗膜防水工事、アクリルゴム系塗膜防水工事、シーリング防水工事、改質アスファルトシート常温粘着工法防水工事及びFRP防水工事に限る。）、塗装（木工塗装、建築塗装及び金属塗装に限る。）	一級及び二級	令和七年八月二十四日（日曜日）	令和七年九月十日（水曜日）から同年十一月十二日（水曜日）の間に於いて徳島県職業能力開発協会が別に指定する日			
金属熱処理	三級					
機械加工（普通旋盤、数値制御旋盤、フライス盤、数値制御フライス盤、平面研削盤、円筒研削盤及びマシニングセンタに限る。）、鉄工、電子機器組立て、建設機械整備、婦人子供服製造、家具製作（家具手加工に限る。）、建具製作（木製建具手加工に限る。）、印刷、左官、畳製作、内装仕上げ施工（プラスチック系床仕上げ工事、鋼製下地工事、ボード仕上げ工事及び化粧フィルム工事に限る。）	一級及び二級	令和七年八月三十一日（日曜日）	令和七年九月十日（水曜日）から同年十一月十二日（水曜日）の間に於いて徳島県職業能力開発協会が別に指定する日			

園芸装飾、非接触除去加工（数値制御彫り放電加工及びワイヤ放電加工に限る。）、建築板金、仕上げ、電気機器組立て（配電盤・制御盤組立てに限る。）、タイル張り、熱絶縁施工（保温保冷工事に限る。）、表装（壁装に限る。）、フラワ―装飾	一級及び二級	令和七年九月七日（日曜日）	（百円） 三級（高等学校等の在校生が受ける場合に限る。） 全職種 四千四百円（二十三歳未満の者が受ける場合にあっては、二千九百円）
枠組壁建築、塗料調色	単一等級		

二 受検申請書の提出期間

令和七年四月七日（月曜日）から同月十八日（金曜日）まで。ただし、郵送による場合は、同月十八日までの消印があれば受け付ける。この場合においては、書留郵便によるものとし、「技能検定受検申請書在中」と朱書きすること。

三 受検申請書の提出先

徳島市新浜町一丁目一番七号 徳島県職業能力開発協会

四 受検申請書の用紙等の配布

受検申請書の用紙及び受検案内は、徳島県職業能力開発協会（電話〇八八―六六三―二三一六）に問い合わせること。ただし、受検申請書の用紙及び受検案内の郵送を希望する場合は、徳島県職業能力開発協会（電話〇八八―六六三―二三一六）に問い合わせること。

五 その他

この検定の詳細については、受検案内を参照するほか、徳島県経済産業部産業人材課（電話〇八八―六二二―二三五〇）又は徳島県職業能力開発協会に問い合わせること。